

諮問番号：令和5年度(2023年度)諮問第1号

答申番号：令和5年度(2023年度)答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第9条第3項に基づく児童手当額改定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和4年（2022年）11月29日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

法的には、審査請求人の長女（以下「長女」という。）の監護者は審査請求人であることが確定しており、審査請求人と長女は同居していないものの、審査請求人の配偶者（以下「配偶者」という。）が長女を審査請求人に対して引き渡せば、再び起居を共にすることは明らかである。また、審査請求人と配偶者との間で婚姻費用の調停が成立している場合において、配偶者が令和3年（2021年）9月から婚姻費用の支払いを行っていないことは、一旦、審査請求人が婚姻費用を受領した上で、長女の分の生活費については配偶者に返還したことと同一視でき、「送金が継続的に行われている場合」に当たることは明らかであるから、審査請求人と長女の生計は同一であるといえる。

審査請求人が処分庁に相談をした際、児童手当の受給についても問題ないとの説明を受けており、それを令和2年（2020年）10月分に遡って減額することは許されるものではない。

処分庁は、形式的な判断で、配偶者が長女を監護し、生計を同じくしてい

るとみなされるとしているが、配偶者は最高裁の確定した判断があるにもかかわらず、長女を引き渡さずに事実上監護しているものであり、処分庁の主張は、配偶者の違法な行為を助長する判断であるから、到底、認めることはできない。

以上により、本件処分は取り消されるべきである。

## 2 審査庁

本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

### 2 理由

#### (1) 長女に係る審査請求人の児童手当の受給資格について

審査請求人と長女が令和2年（2020年）9月5日から別居していること及び配偶者と長女が同日から同居していることについて争いはない。また、審査請求人と配偶者との間では婚姻費用の調停が成立しているが、その内容は、配偶者が審査請求人に毎月一定額を送金するというものであり、審査請求人から配偶者への送金についての取り決めはなく、送金の事実も認められない。よって、審査請求人から長女への送金が継続していたとは認められないため、審査請求人と長女の生計が同一であると判断することはできない。

したがって、本件については法第4条第1項の規定により、審査請求人には長女に係る児童手当の受給資格はないと判断される。

#### (2) 本件処分の妥当性について

処分庁は、〇〇町長からの児童手当・特例給付における同居父母に係る認定についての通知を受け、令和4年（2022年）6月10日付けで、同年2月分から長女に係る審査請求人の児童手当の減額改定を行った。そのような状況下で、令和4年（2022年）8月31日に至るまで令和2年（2020年）10月分に遡って長女に係る審査請求人の児童手当の減

額改定を行わなかったことについては疑義が残る。

しかしながら、処分庁は、令和2年（2020年）9月5日から審査請求人と長女は別居していることから、本件処分に係る通知書に記載のとおり、審査請求人と長女は生計を同一にしないと判断し、法第9条第3項に基づき令和2年（2020年）10月分に遡って本件処分を行っているため、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

### （3）審査請求人の主張について

審査請求人は、長女に対する法的な監護権は審査請求人自身にあり、審査請求人自身が長女に係る児童手当の受給者であると主張している。

しかし、法第4条第1項において、児童手当の支給要件は「児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母」と規定されており、審査請求人と長女が生計を同一にしないことについては（1）で述べたとおりであり、審査請求人には長女に係る児童手当の受給資格はないと判断される。

## 第4 調査審議の経過

令和5年（2023年）	5月19日	審査庁から諮問
	6月14日	第1回審議
	6月30日	第2回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性

#### （1）法令等の規定について

法第4条第1項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する」と規定し、同項第1号では、中学校修了前の児童等を「監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母」であって、日本国内に住所を有するものが掲げられている。

同項第1号にいう「監護」について、「児童手当法の一部を改正する法

律等の施行について」(平成24年(2012年)3月31日付け雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。)第2-1-(3)-①では、「児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとは社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものである。しかし、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものであること。従って、勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っているとは認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしているとは取り扱って差し支えないものであること。」とされている。

同項第1号にいう「生計を同じくする」について、局長通知第2-1-(3)-②では、「児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこと。従って、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当するものである。再び起居を共にするとは、新たに生まれた児童は別として、原則として従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものであること。」とされている。

法第9条第3項では、「児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。」とされている。

「児童手当市町村事務処理ガイドライン」(平成27年(2015年)12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「ガイドライン」という。)第13条では、「額改定届又は額改定届(施設等受給者用)の提出がない場合においても、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定する」とされている。

## (2) 本件処分について

本件においては、令和2年(2020年)9月5日の配偶者と長女の面

会交流の際、長女が審査請求人と帰宅することを拒絶する態度を取り、同日から審査請求人と長女が別居していることが認められる。しかし、当該別居は、審査請求人を長女の監護者と指定し、長女を審査請求人に引き渡すこと等を命じる裁判所の審判等に対し、配偶者がこれに応じず、事実上、長女の監護を行っていることによるものである。この点、上記（１）のとおり、法にいう「監護」とは必ずしも児童との同居を要するものではなく、児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものであるから、審査請求人が長女と別居していること及び生活費等の負担をしていないことをもって、審査請求人が長女を監護していないということとはできない。

一方で、審査請求人と長女が別居した令和２年（２０２０年）９月５日から現在に至るまで、結果として、配偶者による長女の現実の監護が継続しており、現に長女に係る生活費等の負担を配偶者が行っていると推認されることから、同日に遡って審査請求人と長女が生計を同じくしないとした処分庁の判断が不合理であるとはいえない。

なお、ガイドライン第１３条では、処分庁が公簿等によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権により支給額を改定するとされている。

したがって、令和２年（２０２０年）９月５日に遡り、審査請求人が法第４条第１項第１号の支給要件のうち、長女と生計を同じくするとの要件を満たさないとして、法第９条第３項に基づき、長女に係る児童手当の減額改定を行った本件処分が違法又は不当であったとまではいえない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第２部会

委員 大日方 信 春

委員 富 永 章 子

委員 山 口 智 幸